J:COM PHONE プラスサービス

附則

（実施日）

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

（約款の変更）

平成 31 年 3 月 31 日時点において株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川および株式会社ジェイコム東葛葛飾（以下「再編前ジェイコム各社」といいます）ならびに表題記載の各社の本名称の約款は、平成 31 年 4 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。

（債権債務の承継）

平成 31 年 3 月 31 日時点において再編前ジェイコム各社が有する債権はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

（改正前の規定による手続き等の効力）

再編後ジェイコム各社は、契約者が再編前ジェイコム各社の規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から平成 33 年 2 月 28 日までの間に、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 33 年 3 月 31 日まで住宅用 J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を 476 円（税別）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 5 月 9 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

（約款の変更）

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストならびに表題記載の各社の本名称の約款は、2019 年 6 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。

（債権債務の承継）

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

J:COM PHONE プラスサービス
（改正前の規定による手続き等の効力）
前項にて承継を行ったジェイコム各社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。
（実施期日）
この改正規定は、2019 年 7 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。
（実施期日）
この改正規定は、2019 年 11 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2019 年 11 月 28 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020 年 1 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020 年 2 月 7 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020 年 3 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020 年 5 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020 年 7 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020 年 8 月 17 日から実施します。
この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（実施期日）
この改正規定は、2020 年 9 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020 年 11 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021 年 1 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021 年 2 月 4 日から実施します。

J:COM PHONE プラスサービス
（実施期日）
この改正規定は、2021 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
当社は、この改定規程実施の日から 2023 年 2 月 28 日までの間に、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2023 年 3 月 31 日まで住宅用 J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を 476 円（税込 523 円）とします。
2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。
（実施期日）
この改正規定は、2021 年 6 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021 年 10 月 13 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021 年 11 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2022 年 2 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2022 年 3 月 16 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2022 年 4 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2022 年 5 月 15 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2022 年 7 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2022 年 9 月 15 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2022 年 10 月 15 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2023 年 1 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2023 年 2 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2023 年 3 月 1 日から実施します。

J:COM PHONE プラスサービス

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改定規程実施の日から 2025 年 2 月 28 日までの間に、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025 年 3 月 31 日まで住宅用 J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を 476 円（税込 523 円）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 4 月 15 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 5 月 15 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 8 月 1 日から実施します。

この改正実施につき、本約款の料金表 I に定める定額利用料（月額）を以下の通り改定します。

改定前

区分	料金額（1 回線ごと）	
J:COM PHONE プラス	住宅用	1,330 円（税込 1,463 円）
	事務用	1,950 円（税込 2,145 円）

改定後

区分	料金額（1 回線ごと）		
J:COM PHONE プラス	住宅用	1 回線目	1,510 円（税込 1,661 円）
		2 回線目以降	1,330 円（税込 1,463 円）
	事務用		1,950 円（税込 2,145 円）

（経過措置）

改定後の料金額の適用開始日は、別表 1 に定める特定事業者の提供区域によって異なります。

適用開始日は以下の通りです。

2023 年 8 月 1 日

・株式会社ジェイコム湘南・神奈川

・株式会社ケーブルネット下関

・株式会社ジェイコム九州

2023 年 9 月 1 日

・株式会社ジェイコムウエスト

2023 年 10 月 1 日

J:COM PHONE プラスサービス

・株式会社ジェイコム札幌

・株式会社ジェイコム埼玉・東日本

・土浦ケーブルテレビ株式会社

・株式会社ジェイコム千葉

2023年11月 1日

・株式会社ジェイコム東京

（実施期日）

この改正規定は、2023年9月15日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023年11月15日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 1 月 10 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 3 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 4 月 1 日から実施します。

この改正実施につき、本約款の料金表Ｉに定める事務用の定額利用料（月額）を以下の通り改定します。

改定前

区分	料金額（1回線ごと）		
J:COM PHONE プラス	住宅用	1 回線目	1,510円（税込 1,661円）
		2 回線目以降	1,330円（税込 1,463円）
	事務用		1,950円（税込 2,145円）

改定後

区分	料金額（1回線ごと）		
J:COM PHONE プラス	住宅用	1 回線目	1,510円（税込 1,661円）
		2 回線目以降	1,330円（税込 1,463円）
	事務用		2,130円（税込 2,343円）

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 4 月 15 日から実施します。